

神栖市運動施設(波崎体育館・土合体育館)施設利用料金表

名称	施設	利用	専用利用料(1時間)		照明料金 1時間	個人利用料(1時間)		種目(コート)	主な禁止種目
			市内	市外		一般	小中学生		
波崎体育館	競技場	全面	1,760 (880)	2,640	1,760	—	—	バスケットボール(2面)、バレーボール(3面)、バドミントン(8面) ソフトバレーボール(8面)、運動トレーニング	アクロバティックな運動 剣道、マーチング
		2分の1	880 (440)	1,320	880	—	—	バスケットボール(1面)、バレーボール(1面)、バドミントン(4面) ソフトバレーボール(4面)、運動トレーニング	屋外競技 ドッジボール
		3分の1	550 (270)	820	550	—	—	ヨガ、エアロビクス、トレーニング、軽運動	球技 用具の使用
		8分の1	220 (110)	330	220	—	—	バドミントン(1面)、ソフトバレーボール(1面) 3×3バスケットボール(2面の使用で6名まで)	社交ダンス
	柔道場		330 (160)	490	—	—	—	柔道(1面)、空手道、少林寺拳法、合気道、運動トレーニング	アクロバティック、靴の使用 球技
	卓球場	1室	330 (160)	490	—	—	—	卓球(4台)	卓球以外の球技
		1台	130 (60)	190	—	—	—	※卓球優先 ヨガ、エアロビクス、トレーニング、控室	社交ダンス
	研修室(剣道場)		330 (160)	490	—	—	—	剣道(1面)、空手道、少林寺拳法、ヨガ、ダンス、会合	アクロバティック、社交ダンス 球技
	和室		330 (160)	490	—	—	—	会議(66畳)、書道、ヨガ	激しい運動
	控室		110 (50)	160	—	—	—	会議(12名)、控室、ミーティング	大人数での利用
	弓道場(4人立ち)		440 (220)	660	—	50	—	弓道専用 専用使用は事前予約が必要	アーチェリー 初心者のみ利用
	トレーニング室		—	—	—	50	—	トレッドミル、コンビネーションマシン、ベンチプレス、スクワットラック 高校生以上に限る	目的外利用 こどもの利用
	豊ヶ浜運動公園	野球場		550 (270)	820	—	—	—	軟式野球、ソフトボール 両翼88m、センター118m
フットサル場			550 (270)	820	220	—	—	フットサル ナイター照明付き	サッカー、野球 ソフトボール
神栖市土合体育館	競技場	全面	880 (440)	1,320	880	—	—	バスケットボール(2面)、バレーボール(2面)、バドミントン(3面) ソフトバレーボール(3面)、運動トレーニング	アクロバティックな運動 剣道、マーチング
		2分の1	440 (220)	660	440	—	—	バスケットボール(1面)、バレーボール(1面)、バドミントン(1面) ソフトバレーボール(1面)、運動トレーニング	屋外競技 ドッジボール
		3分の1	220 (110)	330	220	—	—	バドミントン(1面)、ソフトバレーボール(1面) 運動トレーニング	社交ダンス
	Aジム(武道場)		330 (160)	490	—	—	—	剣道(2面)、空手道、少林寺拳法、合気道 ダンス、運動トレーニング	柔道、球技、社交ダンス アクロバティックな運動
	Bジム	1台	130 (60)	190	—	—	—	卓球(4台)	卓球以外の球技
		1室	330 (160)	490	—	—	—	※卓球優先 ヨガ、エアロビ、ストレッチ、控室	球技、社交ダンス アクロバティックな運動
	Cジム	Cジム	330 (160)	490	—	—	—	エアロビクスダンス、ヨガ、空手道、少林寺拳法、合気道 運動トレーニング	球技、社交ダンス アクロバティックな運動
(多目的室)	トレーニング室	—	—	—	50	—	トレッドミル、コンビネーションマシン、ベンチプレス 高校生以上に限る	目的外利用 こどもの利用	
土合運動公園	土合野球場		550 (270)	820	—	—	—	軟式野球、ソフトボール センター132m、レフト103m、ライト90m	硬式ボール使用 サッカー
土合運動場		申請のみ	申請のみ	—	—	—	—	サッカー、キャッチボール、運動	硬式ボール使用

令和元年10月1日施行

(注意) 神栖市運動施設は火気使用禁止となっています。

喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙所付近では受動喫煙にご注意ください

【備考】

- ・市内とは、市内に在住または在勤、在学している者が利用する場合。()内は、市内の小学校児童、中学校及び高等学校生徒の利用料金。利用料金は消費税を含む1時間単位
- ・営利宣伝を目的とする施設の利用は、利用料金の8倍となります。営利宣伝目的とは業としての利用、または参加を募り対価を得るような利用目的をいう
- ・利用時間は、準備と片づけ時間を含む9時から17時までとする(ナイター設備のある施設21時まで)
- ・ナイター設備の無い施設の17時以降にわたる利用は日没を限度として施設管理者の許可を得て延長することができる。この場合において、当該延長した時間利用料金相当額を加算する
- ・利用時間が1時間に満たない端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる。
- ・中学生以下の利用は原則として17時までとする(保護者又は指導者等の成人が付き添う場合を除く)
- ・利用料金は原則として利用許可時に支払うこととなっておりますので、利用前にお支払いください
- ・利用する日から3日以内のキャンセルは利用料金が必要となります

※ 神栖市運動施設利用条例(平成30年7月1日施行)を基に指定管理者が神栖市教育委員会の承認を得た料金表です